

静岡県公立大学法人管理職手当に関する細則

平成 19 年 4 月 1 日 細則第 2 号

改正 平成 20 年 4 月 1 日、平成 20 年 7 月 24 日、平成 23 年 4 月 1 日
平成 24 年 4 月 1 日、平成 26 年 4 月 1 日、令和 4 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この細則は静岡県公立大学法人職員給与規程(以下「給与規程」という。)第 8 条に規定する管理職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象職及び区分)

第 2 条 管理又は監督の地位にある職員の職のうち管理職手当を支給することができる職は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

(手当の支給)

第 3 条 管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第 4 条 職員が、月の 1 日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合(給与規程第 30 条第 1 項に規定する休職の場合及び静岡県公立大学法人職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第 23 条第 1 項第 1 号に規定する特別休暇の場合を除く。)は、管理職手当を支給することができない。

(支給額)

第 5 条 第 2 条に規定する職を占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る第 2 条第 2 項の規定による区分に応じ、別表第 2 の管理職手当の額欄に定める額とする。

(雑則)

第 6 条 この細則の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条の規定による管理職手当の額がこの細則の施行日の前日に「静岡県教職員の給与に関する条例(昭和 31 年 9 月 28 日条例第 52 号)」及び静岡県の「管理職手当に関する規則(人事委員会規則 7-36。以下「静岡県管理職手当規則」という。)」の規定により受けていた管理職手当の額に達しない場合には、静岡県管理職手当規則の規定を準用する。

附 則

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 20 年 7 月 24 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

職	区分
副学長 事務局長	1 種
事務局次長 短期大学部事務部長	2 種
学部長 短期大学部部長 学生部長	3 種
経営戦略部長 総務部長 教育研究推進部長 図書館長 研究科長 学府長 研究院長	4 種
短期大学部学生部長 短期大学部図書館長	5 種
副学部長 短期大学部副部長 学生部副部長	6 種

別表第 2（第 5 条関係）

1 一般職給料表

職務の級	区 分	管理職手当の額
10 級	1 種	139,300 円
9 級	1 種	130,300 円
8 級	2 種	108,100 円
7 級	4 種	88,500 円
6 級	4 種	66,500 円

2 教育職給料表

職務の級	区 分	管理職手当の額
4 級	1 種	133,600 円
	3 種	106,900 円
	4 種	85,500 円
	5 種	74,800 円
	6 種	53,400 円